

こもれび

5月号

—— 編集発行 ——

介護老人保健施設
ル・サンテリオン

〒682-0023

鳥取県倉吉市山根55-233

電話 0858-26-3051

ファックス 0858-26-3005

E-mail:sante@med-wel.jp

URL:https://www.med-wel.jp

令和5年5月10日発行

サンテリオン基本理念

- 1.利用者の尊厳を守り、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。
 - 2.家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。
- ・基調テーマ：「魅力あるサンテリオン」
～地域から選ばれる 良質なサービスの提供～



写真：東郷湖羽合臨海公園あやめ池公園の藤の花 撮影者：Y.K

今月号の内容

- 2P 令和5年度 ル・サンテリオンテーマ
- 3P お茶会、手作りパンケーキ、お花見
- 4P 新緑の散歩、面会の再開について
施設利用料減免申請について～ご案内とお知らせ～



令和5年度 ル・サンテリオンテーマ

「魅力あるサンテリオン」を目指して

①…フロア目標 ②…ひと言メッセージ

相談課

- ① 一人ひとりのご利用者の生活に視点をおき、今後の生活を考え、自立支援や在宅復帰支援に向けたケアプラン作成、多職種との連携を図っていきます。
- ② ご要望、ご不明なことがあれば、お気軽にご相談ください。

リハビリ課

- ① リハビリテーションマネジメントの充実を図り、各専門職協力して、在宅復帰、社会参加に向けたリハビリテーションを行います。
- ② 各種ご相談があれば、リハビリテーション専門職の視点でご協力させていただきます。

ユニット東

- ① 自立支援促進加算取得の取り組みを通して更なる利用者サービスの向上と効果的なチームケアの実施を目指す。
- ② 一人ひとりそれぞれの暮らしを多職種チームで支援していきます。

ゆうゆう棟

- ① 安全に安心して生活ができるように環境設定をしっかりと行っていきます。
- ② 体調管理に気をつけ在宅復帰支援に取り組んでいきます。

ユニット西棟

- ① ご利用者一人ひとりの残存能力に着目したケアの実施をしていきます。
- ② ご利用者一人ひとりの希望に沿った日々の過ごし方、自立支援を目的とした生活リハビリ、活動等を支援していきます。

通所リハビリ

- ① ご利用者一人ひとりに合わせたサービスの実施と、リハビリ効果を狙ったアクティビティの提供を行います。
- ② 皆さまの在宅生活が安全で元気で過ごせますようサポートしていきます。

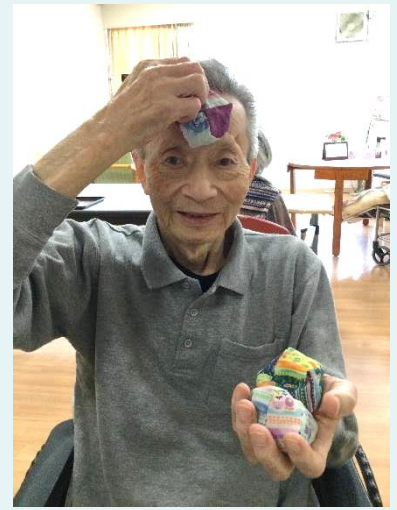
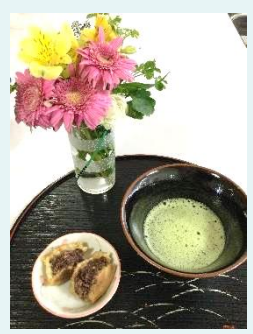
ケアハウス

- ① ご利用者の一人ひとりの健康管理・生活環境に留意しながら、楽しみのある生活が送れるよう支援させていただきます。
- ② ご家族、他事業所等との連携を図りながら、その人らしい生活が安心して送れるよう支援していきます。



**ユニット
東**

ご利用者の方にお抹茶を点てて頂き、ユニット東でのお茶会が開かれました。自分で点てたお茶はまた格別！のご様子です。美味しいお茶とお菓子の後は昔を懐かしみながらお手玉で楽しいひと時を味わいました。



**ユニット
西1F**

青空のもとで手作りパンケーキを頂きました!! 「ええ天気だなあ」「外で食べると一段とおいしいなあ」と皆さんの素敵な笑顔がみられました◎



**ユニット
西2F**

※笑顔満開※

今年も3月中旬から敷地内に桜が咲き、週末は花見🌸&お茶会🍵 満開の桜にこの笑顔😊！桜を見ながらのお抹茶も格別❤️と皆さん春を満喫されました。



通所リハビリ

新緑がまぶしいね！

空は五月晴れ、さわやかな風が吹き、まぶしいほどの新緑がゆれています。こんな気持ちの良い午後は散歩に最適です。「風が気持ちいい！」「新緑が目にも染みる！」と楽しい歓声が聞こえてきます。散歩の途中、木陰で記念写真をパチリ！



面会の再開について

コロナ感染により面会を中止していましたが、一部フロアを除き以下の内容で再開いたします。

再開日：5/15（月）～

対象フロア：ユニット西1F・西2F、ユニット東、3Fゆうゆう棟（一部）

面会方法：面会室（県外在住の方は窓越し）月～金・日 14時～16時

面会につきましては、事前に電話予約をいただきますようお願いいたします。

※3Fゆうゆう棟につきましては、電話にてご確認ください。

面会の状況についてホームページに掲載していますので、ご確認ください。



ホームページQRコード

施設利用料減免申請について～ご案内とお知らせ～

毎年6月末に減免申請をされたご利用者の中から審査を行い、「減免利用可」となられたご利用者に、毎年6月1日から翌年の5月31日までを基本として、ご利用料金の減額を行っております。

■対象となる方は下記の通りです

- *生活保護法により、保護を受けている方
- *利用者を含む世帯の市町村民税が非課税の方
- *利用者を含む世帯の前年所得税課税年額が30,000円以下の方
- *その他、支払いが困難な理由のある方
(申請書に理由の記入が必要)

施設入所の方が
対象となります

■減免申請に必要な書類

1. 施設利用等減免申請書（サンテリオンの様式：事務所にあります）
2. 令和5年度の所得税課税証明書（注※内容は令和4年度のもので）
(6月1日から各市町役場で手続き可能)

※書類提出〆切 6/20（火）

☆詳しくはサンテリオン事務所相談員：河原・山根までお問い合わせください。